



資源プラスチックに危険な異物を入れないでください

No!! 「禁忌品」

回収した資源プラスチックは、港資源化センターで中間処理を行った後、民間のリサイクル工場に運ばれ、さまざまな形で再商品化されます。

リサイクル工場に運ばれた資源プラスチックは、年に一度、(公財)容器包装リサイクル協会から、リサイクルに適した状態であるかどうかの品質検査を受けます。

資源プラスチックに混入している電池・ライター・刃物類・割れた鏡・注射針等の医療系廃棄物等は、工場で作業する際に危険な「禁忌品」と呼



ばれています。平成27年度の品質検査において、港区の家庭から収集した資源プラスチックの中にも禁忌品の混入が確認されました。一つでも禁忌品の混入があると、「禁忌品有無評価」という検査項目が、最も低い「D」ランクになってしまいます。

「D」ランクが続くと、(公財)容器包装リサイクル協会から、資源プラスチックの引き取りが拒否され、大量のプラスチックが行き場を失ってしまいます。これらを別の方法でリサイクル処理するためには、多額の経費が必要になります。禁忌品を混入させないでください。

家庭でできる取り組み

資源プラスチックとしてごみを出す際は、禁忌品はじめ異物を入れないことはもちろんですが、収集袋の中身を見えるようにすることも大切です。資源プラスチックを小袋に入れてから収集袋に入れると、中

身が見えにくく、港資源化センターで中間処理をする際、異物の混入が発見しづらくなります。資源プラスチックを収集袋に入れる際には、直接収集袋に入れてください。

一見プラスチックに見えますが…

Q これは何ごみでしょう?

①コード類・イヤホン等



②割れた鏡



③電子体温計



④かみそり



⑤在宅医療廃棄物

Ⓐチューブ類
 Ⓑプラスチック製の注射器※ただし針は除く。



正解は下にあります。

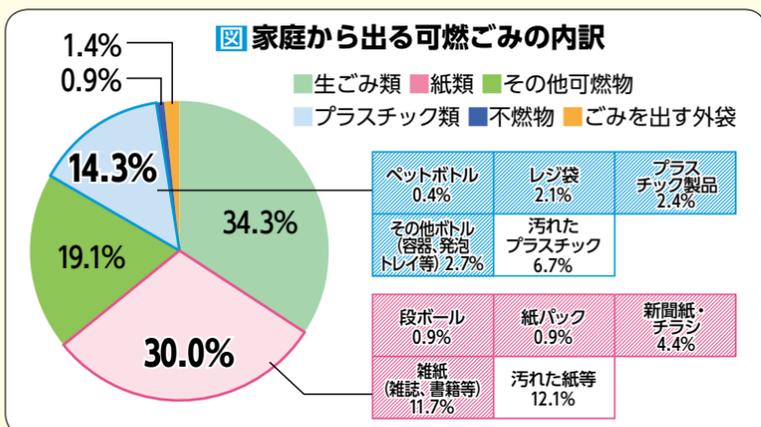
問い合わせ みなとリサイクル清掃事務所運営係 ☎3450-8025

適切なごみの分別にご協力ください

区では、一般廃棄物処理の基本方針を定めた「港区一般廃棄物処理基本計画(第2次)」の中間年度見直しを平成28年度に行います。

その基礎資料とするため、集積所に排出される家庭系ごみの組成調査や、区民アンケート調査等を実施しました。

なお、詳しい調査結果は、港区ホームページでご覧いただけます。



古紙、資源プラスチックは資源回収へ

調査結果によると、区が収集するごみの9割以上を占める可燃ごみの内訳は、生ごみ類が約34パーセント、紙類が約30パーセント、プラスチック類が約14パーセントとなりました。

さらに、可燃ごみとして出されていた紙類やプラスチック類の中には、リサイクルできる古紙や資源プラスチック

が多く含まれていました(図の紙類、プラスチック類の内訳中、斜線がついているものは資源です)。ごみの減量と限りある資源の循環利用のために、古紙や汚れていないプラスチックは、きちんと分別して資源として出しましょう。

資源プラスチックの出し方

- 汚れている場合は、汚れを落としてください。
 - ふた付きの容器または中身の見える袋に入れて出してください。
 - 資源プラスチックは、全て同じ袋に入れて出してください。
- ※汚れの落とせないプラスチックは「可燃ごみ」の日に出してください。



食べ物等の異物が残っていると、資源プラスチックとして出すことはできません。古布で拭き取る、残り水ですすぐ等して、汚れを落としてください。洗剤は不要です。食べ物の色素等が残っている程度なら、資源プラスチックとして出すことができます。

食品ロス削減を

生ごみ類の約34パーセントのうち、未使用食品が約3パーセント含まれていました。食材を食べ切る、量り売り・ばら売りの商品を購入する、食材を使い切る等、日頃からの心がけをお願いします。※2面で詳しい内容をご紹介します。

生ごみは水切りで減量を

生ごみの排出時の重量と、水切りした後の重量を測定すると、平均で約6パーセントの水分が減少しました。ごみ減量のため、生ごみの水切りにご協力をお願いします。

問い合わせ みなとリサイクル清掃事務所運営係 ☎3450-8025

正解 ①不燃ごみ※小型家電として拠点回収に出すこともできます。 ②不燃ごみ ③不燃ごみ ④不燃ごみ ⑤Ⓐ可燃ごみ Ⓑ可燃ごみ※針は区では収集できません。

第二弾! 9割以上の方がまた参加したいと回答! メッセージといっしょに…大切な思い出を橋渡し



リユース♡ブリッジ

リユース・ベビー×2・ブリッジ

7月2日(土)
午前10時～
午後0時25分



- 対象** 区内在住・在勤者
- 対象品目** 未就学児から小学生までの子ども服と本
- 費用** 無料の交換会です。
- 定員** 第1部のみ120人(申込順)
- 内容**



会場 エコプラザ(浜松町1-13-1)

ホームページ
<http://minato-ecoplaza.net>



二次元コード

交通 JR浜松町駅北口 徒歩4分
地下鉄大門駅B1出口 徒歩3分
※駐車場はありません。



いただいた物は
無駄にはしません!!

交換会で残ったものは…

- 服** 区が実施する他のイベントや子ども服を必要とする施設への寄付や、区の高着回収でリユース(再使用)や雑巾・ウエス等の材料としてリサイクル(再生使用)します。
- 本** 区有施設で活用、または古紙として溶解し、紙としてリサイクルします。また、区が実施する他のイベントや子どもの本を必要とする施設へ寄付します。

第1部 午前10時～11時(予約制)
持参した点数まで服を交換することができます。本は1冊以上持ち込めば、3冊まで持ち帰りが可能です。
※服と本の持ち込みは何点でも可能です。ただし、持ち帰りの上限は服が1組5点、本は3冊までです。

第2部 午前11時10分～11時45分(予約不要)
第2部はフリータイムです。服を1点でも持参した人は1組5点まで、服を持参していない人は1組3点までお持ち帰りできます。本は、持参の有無に関わらず1組3冊までお持ち帰りできます。

第3部 午前11時50分～午後0時25分(予約不要)
第3部はリユース・ベビー×2・ブリッジとして、乳児専用の服(サイズ50-80程度)のみ持ち帰れる時間とします。服の持ち込みの有無にかかわらず1組10点まで持ち帰れます。ただし、本や乳児専用の服以外を持ち帰ることはできません。詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 第1部は、電話またはファックスで、6月26日(日)までに、住所・氏名・電話番号・参加人数を、エコプラザ(午前9時30分～午後8時開館)へ。
第2部・第3部は、当日直接会場へ。
※一時保育はありません。 ※転売目的の参加はお断りします。

申し込みが終わったら…
服と本は当日の開催時間前までに会場に持参してください。**事前持ち込み**がおすすです。
申し込み後、事前に服と本をエコプラザに持ち込めます。事前持ち込みしていただくと、会場の混雑が緩和されます。ぜひご協力ください。

交流スペースを用意します

当日は、お茶(数に限りがあります)を飲みながら参加者同士が交流できるように、簡単な休憩スペースを用意する予定です。

問い合わせ

- 参加の申し込み
エコプラザ ☎5404-7764 FAX5404-7765
- 事業について
みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量推進係 ☎3450-8025 FAX3450-8063

もったいない!
食べものを
捨てないで!!

食品ロスを減らしましょう

日本は食品ロスであふれています



食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。農林水産省が平成27年に発表した推計では、平成24年に一般家庭から発生した食品ロスが312万トン、食品関連事業者から発生した食品ロスが330万トンで、合計642万トンにのぼります。これは、日本の年間コメ生産量の約8割(平成26年度農林水産省統計)に匹敵し、世界全体の食糧援助量(平成26年国連WFP統計)320万トンの約2倍となっています。

家庭でできる取り組み

- 食品ロスの削減に向けて、食事の時に食べ残さないのはもちろんですが、次の点も重要です。
- ① 買い物前に冷蔵庫等をチェックする
 - ② 必要な食品を必要な分だけ買う
 - ③ 残っている食材から使う
 - ④ 野菜や果物の皮は厚むきしない
 - ⑤ 調理で作り過ぎない
 - ⑥ 料理が余ったら作り替える
 - ⑦ 食材を上手に食べ切る
 - ⑧ 「消費期限」と「賞味期限」の違いを正しく理解する

飲食店や宿泊先で食事をする時にできる取り組み

- 飲食店等では、次の点について気をつけましょう。
- ① 食べ切ることができる量を注文する
 - ② 苦手な食材があれば申し出て、料理に入れないようお願いする
 - ③ 宴会では終了前の15分は「食べ切りタイム」として料理を味わう

消費期限と賞味期限の違い

消費期限とは「適切に保存すれば、安全に食べることができる期限」のことで、賞味期限とは「おいしく食べることができる期限」のことです。消費期限を過ぎたら食べてはいけませんが、賞味期限が過ぎた食品であっても、すぐに廃棄せず、食べられるかどうかを自分で正しく判断することも大切です。

これらを実行して、楽しみながら食品ロス削減に取り組みましょう。

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量推進係
☎3450-8025

木製粗大ごみのリサイクルに取り組んでいます

区内人口の増加等により、粗大ごみの収集量は年々増加しています。特に、タンスやテーブル等の木製粗大ごみが、毎年排出品目の上位を占めています。これまでは、破砕処理の上、清掃工場で焼却していましたが、平成28年4月からは、これらの貴重な木材を資源として循環利用するため、建築資材として使用される「パーティクルボード」としてリサイクルしています。

パーティクルボードは、破砕した木材をチップに粉砕して、板状に固めた合板で、住宅やオフィスビルの床下地や家具等に使用されています。



これらの粗大ごみが…



パーティクルボードに生まれ変わります

平成28年4月実績 ●粗大ごみ量 193.7トン ●木製粗大ごみリサイクル量 18.8トン

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所運営係
☎3450-8025